

会 議 録

1 会議の名称

みんなで創る自治基本条例市民会議 第1回代表者会

2 開催日時

平成18年9月8日（金）午後6時30分～午後7時45分

3 開催場所

上越市役所 第1庁舎 特別会議室

4 出席した者（傍聴人を除く）の氏名（敬称略）

・委員（代表者）：12人中11人出席

平野通子、増田和昭、君波豊、田村安男、今井不二子、小田武彦、横山文男、
岸本八千子、種岡淳一、宮下敏雄、横山郁代

・事務局

高橋企画政策課長、中澤企画調整係長、米山主任
笹川法務室長

5 議題（公開・非公開の別）

(1) 企画政策課長 挨拶（公開）

(2) 代表者会の進め方について（公開）

① 検討フロー及び日程について

(3) 「班と班との意見交換で意見が分かれたもの」について（公開）

① 内容の再確認

② 検討のポイントの整理

6 傍聴人の数

なし

7 内容

(1) 企画政策課長 挨拶

- ・ 市民会議でこれまで1年半に渡ってご議論いただき、素案（案）をまとめていただいたことについて、まずは御礼申し上げたい。
- ・ まとめていただいた素案（案）については、2回に渡って市民フォーラムを開催し、その中で意見交換をしていただいた。まだ議論が足りていないということを皆さんも我々も実感し、今後さらなる議論を行うべく、市民会議での議論を来年3月まで延長するご提案をさせていただいた。
- ・ 延長するにあたり、併せて素案の定義を「箇条書き程度」から「条文の形」にまで変更させていただいた。また、「条文の形」にまとめていくにあたって、市民、市議会、行政との意見交換を行いながら、それらの意見も加味したうえで条文をまとめていく形に変更させていただいた。
- ・ 今後の検討の体制として、これまでは意見出しの作業であったが、今後は市民会議として統一した考えに議論を集約していく作業となるため、そのやり方として72人の委員から委任を受けた12人の代表者により検討していく体制とさせていただいた。
- ・ 代表者会では、皆さんは72人の委員の代表として明確に代表権を持って、市民会議としての考えを詰めていただき、最終的に一つのものにまとめ上げていただくことをお願いしたい。個々人のご意見は当然持つておられるわけであるが、全体の意見を見回しながら、最終的に一つのものにまとめ上げていただきたく、よろしくお願いしたい。
- ・ まとめて上げていくにあたっては、これまでの市民会議での議論を整理したものが市民フォーラムでの素案（案）としてまとめてあるわけであり、今後の検討は、あくまでこの素案（案）をベースに置いたうえで議論が足りていない部分を詰めていくものであり、これまでの議論を無しにして、ということではなく、素案（案）をベースに、これまでの市民会議での議論を十分に踏まえて議論を行っていただきたい。
- ・ 「班と班との意見交換で意見が分かれたもの」については、市民フォーラムの際は両論併記として意見交換に臨んだわけであるが、このように各班で意見が分かれている部分についても、集約して一つの意見にまとめていただきたい。
- ・ 夜遅くまでの会議で大変申し訳ないが、よろしくお願いしたい。

(2) 代表者会の進め方について

① 検討フロー及び日程について

■事務局からの説明 (米山)

- ・ 配付した資料及び別紙をご覧いただきたい。
- ・ 代表者会の役割は、今ほど課長も申し上げたとおり、
 - ①「班と班との意見交換で意見が分かれたもの」の部分を中心に、各大項目について、市民会議としての考え方を集約し、統一していくこと
 - ②市民、市議会、行政との意見交換を行いつつ、それらを加味して条文の形にまとめていくことという、大きく2つの役割と考えている。
- ・ 今後の検討フローについて、事務局案をおおまかにご説明すると、
 - ①まずは「班と班との意見交換で意見が分かれたもの」の部分を再確認していただき、検討のポイントを洗い出していただく
 - ②その次に、そのポイントに沿って「班と班との意見交換で意見が分かれたもの」の部分を検討していく
これにあたっては、意見が分かれたものを中心にしていくが、関連して市民フォーラムの意見交換の中で挙げた、議論が不足していると思われる部分（前回会議に10個ほど挙げていただいたものも含めて）も含めて検討していただく
 - ③ここまで終わった時点で、次は条文の形にしていく作業に移るわけであるが、ここではこれまでの議論をもとに事務局のほうでまずタタキ台（逐条解説も含めたもの）を作らせていただいたうえで、そのタタキ台をもとに皆さんにご議論をいただき、条文の案1を作っていく
 - ④条文の案1が出来た段階で、市民、市議会、行政との意見交換を行いつつ、それらの意見交換を踏まえて案2をまとめていただき、最終的には市民会議の全体会でまとめていただくというフローで、まずは考えてみた。
- ・ 今の説明を日程と併せて表したのが別紙である。代表者会は、これまでの市民会議と同様、基本的には月1回程度の開催ペースで考えており、3月までで7回を想定している（今回を含む）。これはあくまでも代表者会の日程であり、この合間に必要に応じて市

民会議あるいは班への招集等が入ることも想定されるが、基本スタイルとして代表者会はこのような月1回ペースでの開催を考えている。

- ・ 最終的には来年3月下旬の素案策定を目指して進めていくわけであるが、見ていただくとわかるとおり、内容の進め方的にはやや厳しいものがある。事務局のほうでタタキ台を作って皆さんに議論していただく、という方法で進めさせていただきたい。
- ・ ざっとご説明したが、今後の進め方について、代表者の皆さん方に忌憚のないご意見をお聴きしたい。

■意見交換（「代表者会の進め方」についての最終合意内容は、p20の図のとおり）

（小田委員）

- ・ 条文化にあたっては前提がある。まずは、条文の構成をどうしていくか。それがないと、素案（案）を単に言葉を並べるだけになってしまう。そのところをどうするか。
- ・ 前文や目的の部分について集約しないと、この条例自体がよくわからなくなってしまう。前文や目的をどうするか。
- ・ 市民フォーラムでも問題となったが、言葉の定義がはっきりしていない。この代表者会で定義付けをしていこうというわけではないが、定義についてもどう検討していくかを決める必要がある。例えば「市民」という言葉についてどう定義するかをどこかで決めていかないと、条文化しても条文を市民に理解してもらえないのではないか。

（増田委員）

- ・ 条例にどのような項目を取り入れるか。これは条例にそぐわないというものも市民フォーラムでは出てきている。条文構成について、まとめておく必要がある。
- ・ 何を前文に書くか、ということもまとめておく必要がある。
- ・ 条文の形にまとめていくのはよいが、素案（案）にまとめた「市民会議の思い」をどのような扱いにするのか、はっきりさせておかなければならない。

（平野委員）

- ・ 「班と班との意見交換で意見が分かれたもの」について、考え方を一つに統一していくという話であったが、整理をしていく中で、裏側に消えていってしまったものもあった。その辺を見直ししておかないと、本当に「市民会議の思い」が形にならないのではないか。その辺の整理も、もう一度見直しをする必要がある。

(増田委員)

- ・ 市民フォーラムでいろいろな意見が出てきているが、どの意見を、どこに、どのように取り入れるのか、あるいは取り入れないのか、ということもどこかで整理する必要がある。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 条文の構成についてどのような項目を入れるかの検討は、どのタイミングで入れるべきか。一番最初にやってしまうべきか、それとも、まずは「班と班との意見交換で意見が分かれたもの」を整理してからにするべきか。

(小田委員)

- ・ 個人的な意見であるが、イメージとしては、素案（案）に挙げた内容を条文化していく作業があり、そうすると、それをどう並べていくかという作業になると思われる。その並べ替えの作業を行ううちに、抜けている項目もわかってくる。そのような手順のほうが順調に進むような気がする。初めから条文構成に時間を費やすよりも、素案（案）から条文化に進んだところで並べ替えの作業に移るというやり方がよい。中身を検討する際は、先進他市町村の条文を参考にしながら行う必要がある。
- ・ まず一つひとつの条文を作ってから並べてみて、構成は最後に考えるか、あるいはその順番は逆でもよい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 参考までに私ども行政が条例を作るときの考え方であるが、まず最初に入れるべき項目、「こんなものを入れる」というのを考える。まず一回それを並べてみて、さらに関連のあるものを考えたうえで並べ替え、条文化した後、また関連が見えてくるものもあるのでそこでまた並べ替える、というような作業を行っている。最初の段階では項目まではならないが、「何を載せるべきか」ということを考える。
- ・ これは参考までに述べたものであり、ここでのやり方は皆さんのご議論で決めていけばよいと思う。

(小田委員)

- ・ 今の参考の作り方でもどちらでもよいと思う。ここまでの市民会議の議論でそれに近いことは行ってきていたので、そこに議論の時間を費やすのはどうかと思ったまでである。

(増田委員)

- ・ まだ前文に何を盛り込んでいくかということを決めてきていないが、それが入ってくると、全体をどのような構成にするか、ということが見えてくるのではないかな。
- ・ 「住民参加条例ではなく自治の基本条例である」という部分と、「目指すべき将来都市像をどこにどう入れるか」ということを考え、前文の中に何を盛り込むかを決めれば、全体の構成は見えてくる。
- ・ とりあえず、今笹川法務室長がおっしゃった通常の条例の作成手順に従って進めてみたほうが、もしかすると一番効率的なのかもしれない。方法はどちらでもよいと思うが、我々の頭が混乱しない方法でやっていければ一番よい。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ それでは、まずは、「班と班との意見交換で意見が分かれたもの」を整理させていただき、その段階で条文に入れるべき項目を検討し、構成を考える、という形でよいかな。

(田村委員)

- ・ 両面あると思う。「班と班との意見交換で意見が分かれたもの」については、条文の形を作ったうえでも検討できるし、逆にそれを先に整理して条文化することもできる。
- ・ 筋論としては、やはり前文と目的を整理し、条文にどんな項目を入れたいか、というものを一度並べてみるのも大事な仕事だと思う。それによって、これは必要ない項目だということのも出てくると思われ、また足りない部分も出てくると思われる。そのときに、これは条文ではなく前文の中で取り上げてみよう、というものも出てくると思われる。ましてや、個別の条例とも連動、関連しているものもあるということになると、ある程度筋論的なものでいった場合に、前文づくり、目的づくり、それからこれまで検討した部分だけでいいから条文の項目として並べてみて、それらを検討することで、「班と班との意見交換で意見が分かれたもの」についても調整できるのではないかな。
- ・ 「班と班との意見交換で意見が分かれたもの」を最初に調整してみても、「どちらかに決める」ということは理解するが、「条例としてどちらのほうがよいかな」ということがあると思う。総合的に考えると、箇条書きでよいのでタタキ台的な条文があったほうが、仕事はやりやすいと思う。そのようなやり方のほうが限られた期間内にうまくまとめられるのではないかな。

(小田委員)

- ・ 学習会の頃に配付された資料の中に、創造行政研究所がまとめた、先進他市町村での条

例の構成を一覧に整理した資料がある。もし条文を一からこの代表者会で作っていくとしたら、この資料のような作業をこの代表者会で行っていかねばならず、これはとても大変な作業になる。改めて学習会を開かなくてはならなくなる。それが頭にあったので、先ほどのような考えを申し上げた。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 事務局側でタタキを作っていないと、非常に深い学習会になっていってしまう。ある程度のものを事務局で作ろうと思っている。それは、こちらがリードするという意味では全くなく、あくまでも、ある程度の整理の中でやっていきたい、という思いである。
- ・ 今、田村委員がおっしゃったのは、「班と班との意見交換で意見が分かれたもの」についても、一応、条文化してみる、ということか。

(田村委員)

- ・ 「班と班との意見交換で意見が分かれたもの」を調整していくのも一つの方法ではあると思うが、条文化してみたら、これはマズイという部分も出てくると思う。そのときに「何を調整したのか」ということが起きたときのことを考えてのことである。どちらも並行して進めていくということであり、「班と班との意見交換で意見が分かれたもの」を最初に一つひとつ整理していかなくてもよいと思う。
- ・ 条例には一つの形式というものがある。一般市民が知らない行政だけの条文化の方式というものがあるはずである。その規則的なものに則っていないと条例にはならない。早い段階である程度のタタキ台を出さないと、一つのことを深く検討してからタタキ台を出すというのでは、時間ばかり費やしてしまっていていつまで経っても進まず、結局は期間内に終わらないということになってしまう。広く浅く検討して、「この条文のポイントはここに置きたい」というものを重点にして絞っていけば、前に進んでいくのではないかな。

(君波委員)

- ・ 専門家が考えることと、我々素人が考えることには差があるかもしれないが、いずれにしてもこの自治基本条例は市民に親しまれなければならないので、一般的な条例とは違った趣があってもよいと私は思っている。そういう意味では、一般的に条例ではこのことが先にくるが、親しまれるということではむしろこちらが先、ということがあってもよいのではないかな。あまり形式にこだわらないで進めていくほうがよい。前文や目的の

内容がある程度明確になってくれば、各条項もそれに追隨してくるのではないかな。

- ・ 専門家が考える条例というのは、「あるべき姿」であると思うが、「親しみやすい」ということからいけば、いきなり「安全・安心」からいくなど、そういうことがあってもよいのではないかな。

(増田委員)

- ・ そのこのところはタタキを作っていた中で検討していけばよいと思う。とりあえず、何かモノがないと進めようがない。

(横山郁代委員)

- ・ まだ何もモノがない今の段階では、イメージがなかなか沸かない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 期限から考える手もある。昔は2年間かけて素案を作ったこともある。そのときは最初から一条一条、市民の皆さんと一緒に作っていった。それは期限の関係もあるので、皆さんのほうがある程度タタキがあったほうがやりやすいというのであれば、事務局のほうで用意すればよい話である。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ それでは、まずは市民フォーラムでの素案(案)を条文化してみて、それから「班と班との意見交換で意見が分かれたもの」を整理していく、という形でよろしいかな。

(小田委員)

- ・ 先ほど平野委員がおっしゃり、また私も市民フォーラムで気付いたことであるが、いつの間にか消えてしまった項目について、これは逆にここにいる代表者の方々に宿題ということにしたらどうか。見てきていただいて、これはやはり復活すべき内容ではないか、というものがあれば、ご提案いただくのがよいのではないかな。今までのプロセスを再度始めてしまうと大変なことになってしまうので、予め見てきていただいて提案していただくのがよいと思う。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 先ほどご意見いただいた「思い」の部分であるとか、「消えていった項目の整理」という部分については、逐条解説の部分に入ってくるのではないかな。「あんな意見やこんな意見もあったが、こうであるからこのように整理してこのような条文になっている」という逐条解説の部分に入ってくるように思う。

- ・ 逐条解説も当然この代表者会で揉んでいくわけであり、その段階でそれらも出てくるのではないか。
- ・ ただし、そのような形で進めた場合に、過去に整理した議論が復活してしまい、いつまで経ってもグルグル回っているようにはしたくない。その辺は少し気をつけていきたい。

(小田委員)

- ・ そこで注意したいのは、市民会議ではかなりの議論を経て確認してきたはずのことが、個別の議論ではそれを忘れてしまっていることがある。「自治基本条例とはいかなるものなのか」、「全ての条例の上に位置するもの」、「憲法的な性格であること」などから、「重要なことは全て網羅しよう」ということで結論を出したはずなのに、個別の議論のときには、「これは入れるべきではない」として、一例を挙げると「男女共同参画の項目を入れるのはおかしい」など、大元で出した結論と異なるような議論が入ってきてしまっている。その辺が、今係長がおっしゃったようなケースである。気をつけないと、また同じようなことを繰り返してしまう。
- ・ 基本線は憲法と同じなのであるから、「主要な条文が抜けていてはいけない」ということを確認してスタートしないといけない。そのような意味で、前文、目的で大きく謳っておけば、そのような勘違いは起こらない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 通常の行政の条例の作り方では、前文と目的は一括して作るが、最終的に条文がまとまると、その中で「このことは前文にも入れなければならない」、「目的にも入れなければならない」ということが出てきたりして、もう一度見直しをかけたりする。最終的にまとまるまで、同じようなことを何度も何度も繰り返している。
- ・ 前文そのものを最初から文章にするのはかなり難しいので、まずは「こういうことを載せよう」ということを出していき、それらを繋ぐような形で文章を作っていく作業をする。だから、それなりに時間はかかる。最初から文章は無理であり、どうしても載せたいというものから挙げていくという作業を行う。

(小田委員)

- ・ 前文と目的については、かつて一度議論して項目は挙がっており、それをベースに事務局でタタキを出していただければ、短時間でできるのではないか。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 前文については市民会議でご意見をいただいているので、箇条書き程度で前文をご用意する。ただ、それで固めてしまうというのではなく、実際に条文を組んでいく中でまた前文を見直すこともあるであろうし、さらに構成まで考えていっても前文を見直すこともある、という意味合いの前文をご用意する、ということによろしいか。

(田村委員)

- ・ お聴きしたいが、市の条例関係の担当課は総務課なのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 総務課の中の法務室が担当している。
- ・ 条例の作り方としては、まずは原課が「こういうことをしたい」ということを考えて、「そのためにこういう条例を作りたい」という原案を持ってくる。それを我々法務室が構成し直したり、そこは原課と協議しながら形にしていくという作業を行なっていく。

(田村委員)

- ・ 一般的に考えると、他の条例の中でも、条文に入れないものを前文の中に入れて並べて、「前文で網羅してあるから条文には入れない」というものもあるわけである。
- ・ 前文は、以前に各班への宿題として6つの案が出ているわけであり、その6案を参考にいただければ、ある程度前文、目的は見えてくるであろうし、条文も全体の見通しが出てくるのではないか。
- ・ おおまかに見て筋を通さないと、いつまでもダラダラとしていると、時間ばかり費やしてしまって前に進まない。

(宮下委員)

- ・ この自治基本条例について、時代の変革にマッチした条例の見直しというのは、どのくらいの間隔（期間）で考えているのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「改正手続はきちんと定めよう」というのは項目にあるが、見直しの期間までは議論してきていない。

(宮下委員)

- ・ この条例で「不便だ」、「使いづらい」というところを、ある程度、5年なら5年、7年なら7年というスパンの中で使いやすく改正していくということで、今まるっきり100点を取ろうとするとどこかで無理がある。今我々が先端を行っているかということと必ずし

もそうではないわけであり、時代にマッチしていればそれでよい、という考え方で話を進めたほうが早いのではないかと私は今まで話を聴いていて思った。80 点くらいで考えていって、ここは見直したほうがよい、というところを見直していく、という方がベターだと思う。

(増田委員)

- ・ その思いは、おそらく委員の皆さんの共通認識だと思う。我々で 100 点満点を作れというのは不可能な話である。今考えられるものでベストなものを考えていけばよく、何年か後にベストがベターになったら見直していけばよい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ もともと改正手続を入れるというのはそういう意思がある。もちろん社会情勢も 5 年 10 年 20 年経てば変わるわけであり、人々の意識も変わるわけである。そのときに同じものがいつまでも通用するわけがなく、そのために、見直しや改正の手続を定めておくわけである。ただ、定期的な見直し規定を条文に入れるかどうかはご議論しだいである。

(増田委員)

- ・ 元に戻って申し訳ないが、「逐条解説」と「市民の思い」というのは、似て非なるものだと思う。先ほどの「検討の過程で消えてしまった部分」というのは、この「思い」の部分であると思う。それと、この「思い」でよいのか、という部分をはっきりさせて、何らかの格好で、この市民会議がこのような「思い」でこのような条文を作った、というものを市民なり市議会の人たちにみていただく、というものができないかと私は思っている。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ それは逐条解説という形とは違うのか。

(増田委員)

- ・ 逐条解説は、あくまでも「その条文の解説」である。そこに「思い」を入れてしまうと、何を解説しているのか、よくわからないものになってしまう。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 逐条解説の考え方としては、「この条はこのような目的のために作った」というのが逐条解説である。「思い」の部分が入っている場合もあれば、そうでない場合もあり、「思い」にもレベルがいろいろある。そういうことでは、難しいところではある。

(平野委員)

- ・ 「消えていったもの」の拾い出しを行政にお願いするのは、おそらく難しい。我々が話し合っていて十分詰めたはずだったのに、「市民の思い」として整理されたものを見直したら、「ここがなくなっている」ということが、自分たちも後から気が付くというくらいである。代表者は各班の代表で来ているので、自分たちの班が担当する項目で気が付いたものがある場合は、責任を持って拾い出しをして、事務局に知らせるなりすればよいと思う。そんなに大きく何かを変えていってしまおうということではないが、大事にしていたものについて、もう一度気をつけて見直してみないといけない。

(小田委員)

- ・ 「思い」の整理はとても難しい。あれこそ両論併記であり、平野委員がおっしゃったように、ある程度、班で責任を持って担当していく形にしないと時間ばかり費やしてしまい、また元に戻って激論になってしまう。今までは自由に意見を言っていたからよかった。我々の班では、異なる意見の整理については敢えて行わなかった。喧嘩になってしまったからである。

(平野委員)

- ・ 私が言っているのは、例えば班の中で意見をいろいろ闘わせたということではなくて、「班の中で一応整理されたもので、消えてしまったものがあるのではないか」ということである。一つひとつの「思い」を整理するのはとても無理であり、「班としてこうしよう、ということで挙げたはずのものが消えてしまったもの」という、それだけの意味である。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ それらの「消えていったもの」を、どのような形で出せるか。「消えていったもの」だけを洗い出していくのではなく、議論の中で出てくるのを待つということでもよいか。それとも、先ほどと同様、宿題ということにさせてもらってもよいか。

(平野委員)

- ・ 頭の中には、そういうものがあったということは憶えているが、どれであったかというのと、ひっくり返して調べてみなければならない。

(田村委員)

- ・ いろいろ検討して整理してきた中では、自分の「思いもよらない項目」や「なくなって

しまった項目」もあったと思う。そういうものがあつたら、ぜひメモをして、事務局に出していったらどうか。みんなで決めたことであり、整理した段階で消えていったのは仕方がないものであるが、しかし、「この分野で活かされるのでは」という、逆に応用分野的に考えられるものもあると思う。

- ・ この自治基本条例は、市民が本当に関連する基本条例であり、市民一人ひとりにわかってほしいものである。市民の声を聞いて、さらにこの項目とこの項目を入れてほしかったなど、そういう意見も含めていくべきである。
- ・ 市民フォーラムで意見をまとめたのは、「市民会議でのフォーラム」でしかないので、本当に条例化したときのフォーラムはまた違う形になると思う。条例案として明日にも市議会に上程しようかというものをフォーラムにかけるわけであり、その段階で市民からの意見があれば、また吸い上げればよいわけである。そのためにパブリックコメントもあるわけである。
- ・ 今から行く先々を心配していたら条例にはならない。先走るわけではないが、形にしないと理解できない部分もある。「班と班との意見交換で意見が分かれたもの」についても、これを整理してみてもしょうがないものである。条文のタタキ台の中で、「これは各班で意見が分かれていたが、検討してみたらこれでどうか」という話になると思う。それは前文と目的と条文の問題に関連してくる。分野で個別に整理しても、それはそれで整理がつくかもしれないが、両論併記と言われてもそれは困ってしまう。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 検討の経過として、流れを書いておくということもある。
- ・ 逐条解説というのは、「その条項が何のためにあるのか」、「その中で使っている言葉の解釈はこういうことである」ということが書いてあり、あとは必要であれば、その考えに至った「背景や経過」をきちんと書くこともある。

(種岡委員)

- ・ 「市民会議がこういう議論をしてこういう考えになった」ということを書いてもよいということであれば、そんなに心配することではない。
- ・ これまでも我々の意見は集約されて、市民フォーラムまでもってきているわけである。その一番端っこに、いわゆる「見落としの思い」が残っているかもしれないが、それは形の上では集約されてきているわけであり、それを敢えて一番下まで戻す必要はないと

思う。条文化していく中で、これはどうしても必要だというものがあれば、それは再提起して議論してみる必要はあるとは思いますが、スタートからそれをやるのはどうかと思う。

(事務局：米山)

- ・ 先ほどの「消えてしまった項目」の話であるが、一つだけ気になったのは、これまでに「消えていった項目」はたくさんあるが、何かしらの理由があったはずであり、勝手に消してきてはいない。必ず、全ての班の意見を見た中で落としているので、「消えてしまったもの」を全部掘り起こしていったら、「自分の意見が消えてしまったからもう一度復活させる」という、結局最初に戻ってしまう。その辺は、もう一度検討に戻すべきものかどうかということを慎重に考えていただきたい。単純に「消えているから」といって、それを全部挙げていっては、議論が最初に戻ってしまう。確かに、整理の仕方のマジックで消えていってしまったものもあるので、そういうものについて、本当に必要なものかどうかを慎重に精査して挙げていただきたい。

(平野委員)

- ・ 消えてしまったものを何がなんでも復活させるということではなくて、例えば、「このところについてはこういう形で他の部分に入れた」ということが納得できるような形で収まっていれば、それはそれでよいわけである。「どうしてもその部分を入れたい」と思って申し上げたのではない。消えてしまったのが何故なのかが、「この部分で活きている」とか、あるいは「これとこれを比べたときにこちらの表現がよかったのでこちらの表現に変えた」など、そのことがわかるようならそれでよいのである。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ まずは、全体を見渡した中で、「これは挙げていないとまずいのではないか」というものを宿題ということで挙げてきていただきたい。それは、次回までに前もって事務局にいただきたい。我々として、それが何故消えたのかということを確認しておかなければならない。

(小田委員)

- ・ 先ほど、増田委員がおっしゃったことであるが、市民フォーラムでの意見交換で、我々の班も「あっ」と思うことがあった。例えば「人材」のところ、「まちづくりだけの人材でよいのか、自治基本条例だから、人材というのは全ての分野ではないのか」という質問があった。そういうものはいくつかあると思う。それは早くやっておく必要があ

る。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 他の市町村事例でも、まちづくり条例と自治基本条例がごっちゃになっているところはたくさんある。
- ・ 上越市としては、自治基本条例ということできている。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 結局は、その可否も含めて、「何のために定めるのか」という目的をはっきりさせれば、それらの判断の基準になるわけである。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 「市民フォーラムでの意見をどこで反映させるのか」ということと、「消えていった項目をどこで整理するのか」という部分について、少し悩むところである。

(種岡委員)

- ・ 「市民フォーラムでの意見をどう整理するか」というのが一番先ではないか。

(小田委員)

- ・ 各班で責任を持って受けたのであるから、各班が整理して出していくべきものだと思う。直接やり取りした人間が、内容を一番よくわかっている。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 班としての整理ということであれば、今回皆さんは班の代表として来ていただいているので、代表権を持ってやっていただくということで、自信を持って皆さんの中で整理していただきたい、という気持ちはある。
- ・ もちろん、ご心配であれば、班の委員を招集してご議論いただいてもそれは結構である。

(事務局：米山)

- ・ 「市民フォーラムでいただいた意見」は、前回会議の配付資料に整理してある。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ まずは、この「市民フォーラムでいただいた意見の整理をする」ということでよい。
- ・ そうすると、一步一步進むということで、まず次回までに皆さんに検討してきていただいて、すぐに議論に入れるようにしていただきたい。

(平野委員)

- ・ 「消えてしまった項目」については、代表者の皆さんで次回までに書き出してくるとい

うことでよいか。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ それでお願いしたい。そこで挙がってきたものの検討については、それはまた後ほどということにしたい。
- ・ 今日の最初にご意見をいただいた、「定義についてどうしていくか」ということであるが、「定義」はどの段階で議論すべきか。やはり一番最初に行っておくべきか。

(種岡委員)

- ・ 前文の内容が整理されてくれば、全体の条文の流れが出てくるのではないか。その流れに沿って、言葉が定義付けられていくのではないか。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 今、法務室長が心配しているのは、検討の仕方として、全てを条文にしてお見せして、前文から検討していくのか、それとも、一部分一部分で条文化していくのか、というのがあるが、今回の場合、前文が先なので、前文と目的の部分をまず出して検討していき、それが整理できたら次の条文をお見せする、という形でいくかどうか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 最初から全体を見せても、目的が変われば当然、他の部分もみんな変わっていくわけである。それに、最初から代表者の皆さんに全部を見ていただくのは大変であり、そういう意味では、前文と目的をまず検討して、そこがある程度整理できたら、それに沿った形で他の条文について仮に整理したものを出していく、というやり方のほうがよいかもしれない。最初から全部見せて、皆さんにそれを次までに検討してきてください、というのは大変である。

(田村委員)

- ・ 条例には条例の形があるわけであり、全体を出さなくても、要点要点で、前文から途中の何条までかを出してもらえばよいのではないか。前文と目的だけで定義付けしようというのは無理である。
- ・ 全体について、見出しの項目くらいは並べておいてもらったほうがよい。条例にはそれぞれ欠かしてはならない形というものがある。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ では、条文化する段階では、まず前文と目的の部分から先にやっていくという形で、「定

義」については、そこからまた紐を解いていく、という形でいきたい。

- ・ その際の前文は、まだ文章ではなく、内容を箇条書きしたものである。

(増田委員)

- ・ 「定義」は、我々の頭の中はだいたい同じになっているが、この条文を市民が読んだと仮定すると「こういう読み方をされたら困る」というものがどんどん出てくるので、それらについて、これが「定義」だということをやっていけばよい。後付けでよいと思う。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 進め方はだいたい整理できた。別紙の日程表の内容部分については、今の整理をもとにまた改めて変更させていただきたい。

(増田委員)

- ・ 必要であれば、今の日程では4週に1回くらいになっているが、それを3週に1回などにしてもよいのではないか。

(事務局：米山)

- ・ この日程は、この合間に市民会議や班の召集などが入ることも想定してわざと期間を空けて作っている。

(増田委員)

- ・ もし班での議論がどうしても必要であれば、その班で集まってもらうのでよい。

(田村委員)

- ・ 他の班はわからないが、2班は必要ない。市民フォーラム前に一度集まって想定される質問についてみっちりミーティングしたうえで市民フォーラムに臨んだ。おかげで本番では想定外の質問はなかった。

(今井委員)

- ・ しかし、班の人たちとすれば、これまで班として一緒に議論してきたわけであり、「今、代表者会でどのような議論をしているのか」ということは聴きたいと思うのではないか。私がもしその立場であれば、絶対聴きたいと思う。1回か2回くらいは、全体を集めて進捗を説明する会を設けるのがよいと思う。みんな今まで一生懸命がんばってきた仲間である。

(田村委員)

- ・ もしこれまでの議論の内容が代表者会の議論で変わるようであれば、その時点で班に説

明すればよい、という意味である。

(今井委員)

- ・ それはそうであるが、しかし、今どのような状況か、というのは説明してあげる必要はあるのではないか。

(事務局：米山)

- ・ 最低限、会議録は毎回全委員にお送りする。

(小田委員)

- ・ 各班単位で召集をかけるのは、班としてもやりづらいであろうし、同じ日に全部の班に召集をかけてもらったほうがよい。その中で、自分の班は開く必要がないという班は、集まらなくてよいことにすればよい。基本的には、班の代表者は責任を持って班の人たちに検討経過を説明する必要がある。いくら代表権を持っていても、白紙委任されたわけではない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 例えば、全体の意見がある程度固まってきた段階で、一度班に戻して意見を集めてから召集するというやり方もある。必ずしも「代表者の方々だけで議論しなければならない」ということではないと思う。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ それでは、日程の内容のほうも見直して、次回にお見せしたいと思う。

(小田委員)

- ・ 前文についてであるが、総合計画の改定作業で、基本理念や市の将来都市像を考えてきている。その内容がこの自治基本条例の前文にも盛り込まれてくるべきかと考える。この将来都市像を目指して上越市はいくのだ、ということを前文に謳うべきではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そこで難しいのは、総合計画は10年スパンでの計画であるので、10年間の目標である。自治基本条例は10年間の条例ではない、というところもあるので、その言葉を入れるのがよいか、ということは、必ずしもイコールではなくなってしまう。もっと長いスパンで考えるか、あるいはそれを入れておいて10年ごとに見直して変えていく、というのも手法としてはある。その辺もいろいろと考えさせていただく必要がある。
- ・ 条例の前文であるので、目指すべきものとして、例えば、「今はこういう現状であり」

→「これからこういうことを目指したい」→「だからこういうことをこういう意思を持って定めたい」という形で、一つの流れとして文章を作ることが多い。

- ・ その中で、「目指すもの」としてこのような総合計画の将来都市像などを出していく、ということになる。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ 次第の4は、先ほどの議論の結果、なしということにする。

(小田委員)

- ・ 代表者への宿題について、改めて確認したい。

(増田委員)

- ・ 念のためであるが、宿題と、今後の進め方を再度整理して確認させてもらいたい。

(事務局：米山)

- ・ 皆さんに宿題としてお願いするのは、

① 「これまでに消えていった項目」について、その過程を確認していただき、「項目」にもなくなってしまう、「過程」からもなくなってしまう、「思い」からもなくなってしまったものについて、「それでも条文化していくにはどうしても必要である」というものを、ご自分の班が担当している大項目について、もしあったら挙げてきていただき、事務局に出していただきたい。

基本的には次回くらいまでにしていただけるとありがたいが、検討をしながら行っていくということであったので、早めに、という感じでお願いしたい。

宛先は、今回の代表者会の案内文書、またはこれまでの市民会議の案内文書に掲載されている宛先に、電話でも FAX でもメールでも郵送でもよいので、送っていただきたい。

それらのものを加味したうえで、また整理したものをお出ししていきたい。

② 「市民フォーラムでいただいた意見についての考え方」についても、次回までに考えてきていただきたい。これについては、次回から議論を始めていく。

(中澤企画調整係長)

- ・ 事務局は、次回には前文と目的の部分を作ってお示しする。そのときは議論はせずに宿題ということにし、次々回までに検討をしてきていただく、という形でいく。

(増田委員)

- ・あとは、先ほどの話で、事務局に「条文全体の項目（見出し程度）」だけ挙げていただく。そうすれば、我々はそれをもらって、先進他市町村の条例の項目と見比べながら考えていくことはできる。

（事務局：米山）

- ・「項目」は、見出し程度で構成してみる。これは今後の議論で当然変わっていくものとして捉えていただきたい。

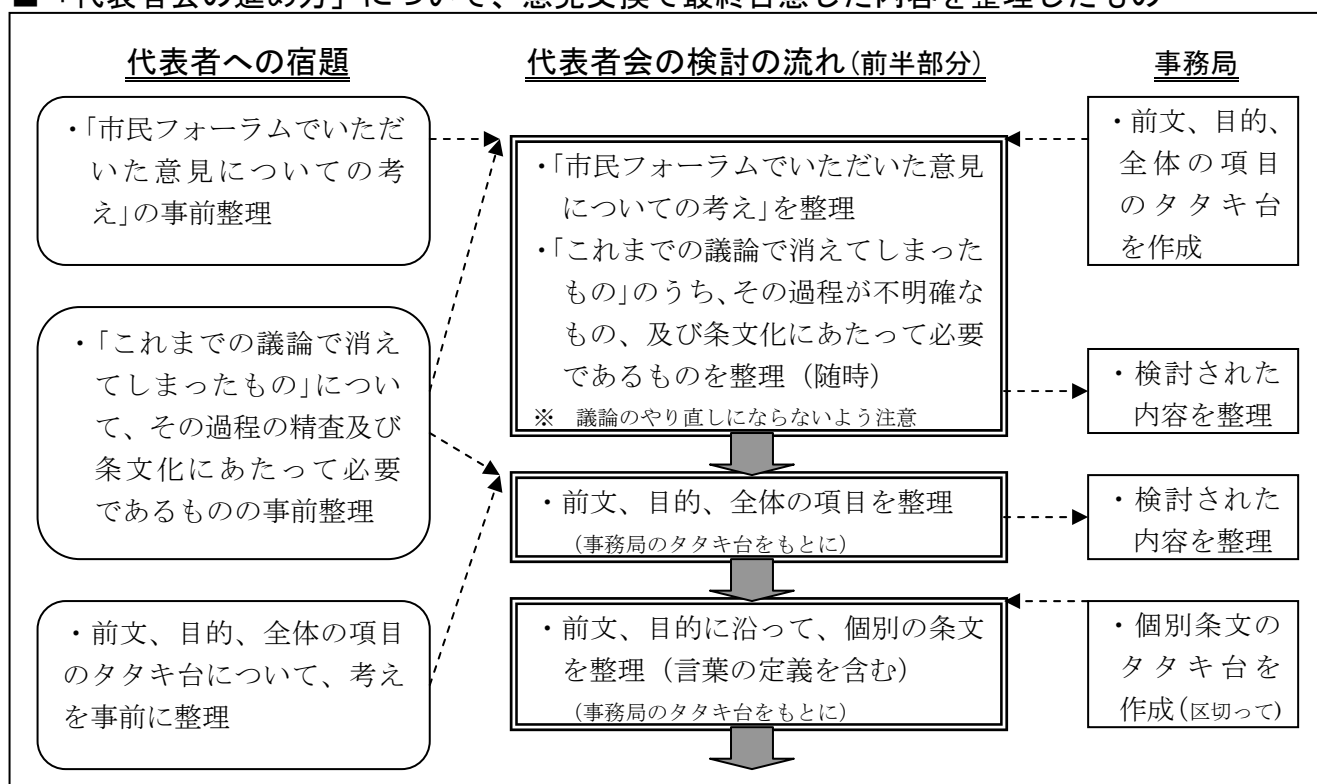
（事務局：中澤企画調整係長）

- ・それでは、次回は「市民フォーラムでいただいた意見についての検討」を行う。

（事務局：米山）

- ・ 前回の市民会議の資料No.2で「市民フォーラムでいただいた意見」を整理してあるが、これは当日のポストイットに書いてあった意見と、発表された意見を整理したものである。ご自分の班が担当されている大項目について再度確認していただき、本当にこのような意味なのか、あるいは漏れているものはないか、などを確認していただきたい。
- ・ 同じく資料No.2で「市民会議の意見」として書いてあるのは、この時点では今後どのように議論していくのかがまだ不明であったため、どのような議論になるにしても何かしらのタタキがないと、ということで、これまでの議論をもとに事務局が整理したタタキである。当然、中には違っているものも含まれているかもしれない、その辺もよくみてきていただきたい。

■「代表者の進め方」について、意見交換で最終合意した内容を整理したもの



(3) 「班と班との意見交換で意見が分かれたもの」について

「(2) 代表者会の進め方」の議論の過程から、(3)の議題については実施せず

閉会

8 問合せ先

企画・地域振興部 企画政策課 企画調整係 TEL : 025-526-5111(内線 1452)

FAX : 025-526-8363

E-mail : kikakuchosei@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。